

○小田原市附属機関設置条例

昭和54年3月26日（条例第1号）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

（小田原市非常勤の職務の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

2～4 （略）

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	（略）		
	小田原市地域福祉計画策定検討委員会	小田原市地域福祉計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
	（略）		
教育委員会	（略）		